

# 成長戦略の成否を握る民間設備投資の動向

## ～注目される投資減税の効果と法人実効税率引下げ問題～

経済産業委員会調査室 柿沼 重志・中西 信介

第二次安倍内閣の経済政策であるアベノミクスの「第3の矢」とされる成長戦略は、「日本再興戦略」として、2013年6月14日に閣議決定された。

民間設備投資について、「日本再興戦略」では、「経済対策<sup>1</sup>において措置した生産等設備投資促進税制<sup>2</sup>、研究開発税制<sup>3</sup>の拡充、先端設備投資促進のための補助金<sup>4</sup>などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間で「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円（2007年度までの5年間平均））に回復させることを目指す」としている。

以下では、まず民間設備投資の推移について、データを確認した上で、民間設備投資の決定要因と近年の低迷の理由について分析する。次に、長期にわたる設備投資低迷の結果としての国内設備の老朽化問題について整理する。これらを踏まえ、70兆円目標の実現可能性について考察する。さらに、成長戦略第2弾<sup>5</sup>の支柱として、投資減税が据えられているが、近年の投資減税策の概要と

<sup>1</sup> 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）

<sup>2</sup> 「生産等設備投資促進税制」とは、①国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、②国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した事業年度において、新たに国内において取得等をした機械・装置について30%の特別償却又は3%の税額控除（法人税額の20%を限度）ができる制度のことであり、2年間の時限措置である。

<sup>3</sup> 「研究開発税制の拡充」とは、法人が試験研究を行った場合の税額控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、オープンイノベーション（今まで慣れ親しんだビジネスモデルにこだわることなく、従来の業種や企業の枠にとらわれずに、その発想と行動において自己変革と革新を推し進めていくこと）促進の観点から、特別試験研究費（通常の試験研究費の場合、総額の8～10%の税額控除ができるが、特別研究費については12%の税額控除ができる）の範囲を拡大するというものであり、2年間の時限措置である。

<sup>4</sup> 「先端設備投資促進のための補助金」とは、産業の競争力強化、空洞化防止に向け、エネルギー制約の克服に資する最新設備・生産技術等の導入を支援するため、設備投資に係る費用の一部補助を実施するものである。

<sup>5</sup> 「成長戦略の当面の実行方針」（2013.10.1）（日本経済再生本部決定）

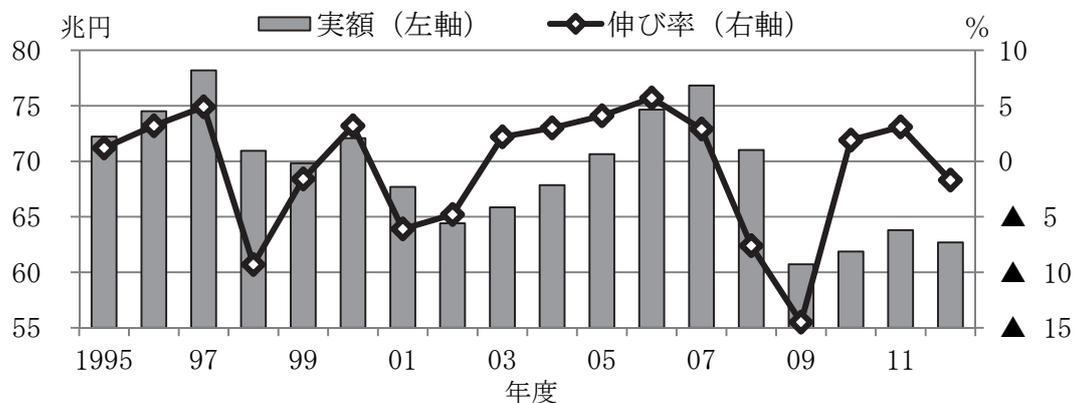
留意点を概観する。そして、最後に、法人実効税率引下げ問題と民間設備投資の関係について整理する<sup>6</sup>。

## 1. 民間設備投資の推移

### 1-1 年度データ<sup>7</sup>

1995年度以降の民間設備投資の年度データ（名目）を見てみると、ピークは1997年度の約78兆円であり、足下の約63兆円という水準は同ピーク時よりも15兆円も低いことになる。すなわち、1990年代後半以降、デフレが深刻化し、期待成長率がなかなか高まるような状態にならなかったことから、設備投資が低迷していった様子が数字上も如実に表れている。加えて、1998年度以降については、金融不安や不良債権問題が顕在化し、設備の過剰が問題になったこと<sup>8</sup>、また、2008年9月のリーマンショックを契機とした世界的な金融経済危機や2011年3月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故による影響を受けて、民間設備投資の水準が大幅に落ち込んだと言える。しかしながら、この間も2004年度から2007年度までは毎年3～6%程度、民間設備投資が持続的に増加した時期が存在する点は注目に値しよう<sup>9</sup>（図表1）。

図表1 民間設備投資の推移（年度データ：名目）



（出所）内閣府『国民経済計算』

<sup>6</sup> 本稿は、2013年10月1日の脱稿時点の情報に基づくものである。

<sup>7</sup> 「日本再興戦略」における民間設備投資70兆円の目標が名目ベースの数字である点に鑑み、本稿では基本的に名目ベースの数字を中心に取り上げることとする。

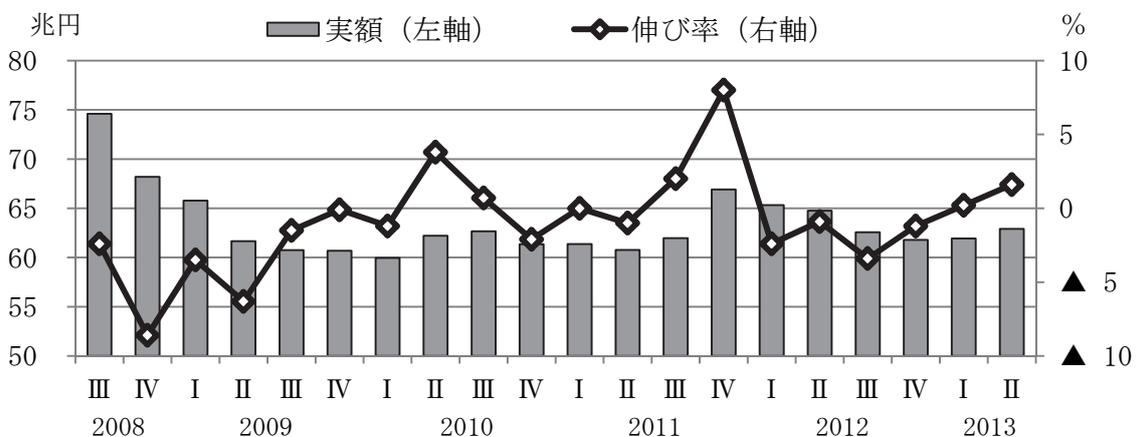
<sup>8</sup> 『経済白書（1999年度版）』（経済企画庁）では、設備・雇用・債務の「3つの過剰」が指摘されている。1997年秋以降の不況の深化と共に、日本企業では経営の困難さが増幅され、リストラ圧力が高まったが、これら「3つの過剰」はその背景にあるとされた長期的な要因である。

<sup>9</sup> 同時期については、「円安傾向や米中経済の過熱を背景とした輸出の後押しで製造業が民間設備投資をけん引」という流れがあったが、海外投資の流れが徐々に強まる中で、従来型のそうした民間設備投資増のパターンは想定しにくくなっている。

## 1-2 四半期データ

より足下までの動きを細かく見るために、リーマンショック以降の2008年第3四半期から2013年第2四半期（2次速報）までの四半期データ（名目）を見ると、まずは2008年第3四半期から同年第4四半期で対前期比8.6%減と大幅に落ち込んでいることが分かる。その後も減少に歯止めがかからず、2010年第1四半期には60兆円を割り込んでいる。その後の2四半期はやや増加したものの、2010年第4四半期には対前期比で減少に転じた。そうした動きの中で、2011年3月には東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故が発生し、日本経済に大打撃を与えることとなった。しかしながら、民間設備投資については、東日本大震災からの復旧投資による需要増もあって<sup>10</sup>、2011年第4四半期には66.9兆円にまで回復した。ただし、持続性に欠け、2012年第1四半期から2012年第4四半期まで4四半期連続で、対前期比マイナスとなっている。その後、2013年第1四半期以降、2四半期連続して、民間設備投資は対前期比でプラスに転じている<sup>11</sup>が、持続性が確信できるまでには至っていない（図表2）。

図表2 民間設備投資の推移（四半期データ：名目）



（出所）内閣府『国民経済計算』

## 2. 民間設備投資の決定要因と近年における低迷の理由

企業サイドから民間設備投資を考えた際に、大きな決定要因となるのは、企業収益と金利であり、設備投資関数を考えた場合に予測される符号条件は以下のとおりとなる<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> 『日本経済新聞』（2012. 3. 8）

<sup>11</sup> 実質で見ても、2012年第1四半期以降、5四半期連続して対前期比マイナスが続いていたが、2013年第2四半期（2次速報）ではプラスに転じた。

<sup>12</sup> 『経済予測入門』（日本経済研究センター）の47頁を参照。

+      -

$$\text{民間設備投資} = f(\text{企業収益, 金利})$$

つまり、企業収益の増加は民間設備投資を増加させ（逆に、企業収益の減少は設備投資を減少させ）（→ゆえに符号条件はプラス）、金利の上昇は民間設備投資を減少させる（金利の下落は民間設備投資を増加させる）（→ゆえに符号条件はマイナス）と理論的にも直感的にも考えられる。

実際にデータを使って、それらの関係を統計的に調べてみると、下記のとおりとなる（図表3）。

**図表3 民間設備投資と企業収益、金利の相関係数**

	【データ期間A】	【データ期間B】
	民間設備投資（名目）	民間設備投資（名目）
企業収益	0.01	0.49
名目金利	0.49	-0.73

【参考】

	【データ期間A】	【データ期間B】
	民間設備投資（実質）	民間設備投資（実質）
企業収益	0.74	0.63
名目金利	0.63	-0.36

（注1）相関係数とは、2つの変数が、どの程度の相関関係の強さと方向（正あるいは負）を持つか、チェックするための測度であり、-1（負の完全相関）から1（正の完全相関）までの値になる。

（注2）データ期間Aは、同一基準で取れる長めのデータを用いた場合で、民間設備投資と企業収益の相関を見る場合には、1994年第1四半期～2013年第1四半期のデータを使用。民間設備投資と金利の相関を見る場合には、1994年第1四半期から2013年第2四半期のデータを使用。

（注3）データ期間Bは、1997年秋の金融危機以前までのデータ、すなわち、1994年第1四半期～1997年第3四半期までのデータを使用。

（注4）企業収益は法人企業統計ベース。

（注5）名目金利は長期金利（10年物国債金利）。

（注6）符号条件が合致しているものを網掛け。

（出所）内閣府『国民経済計算』、財務省『法人企業統計』、総務省『消費者物価指数（CPI）』等を基に作成

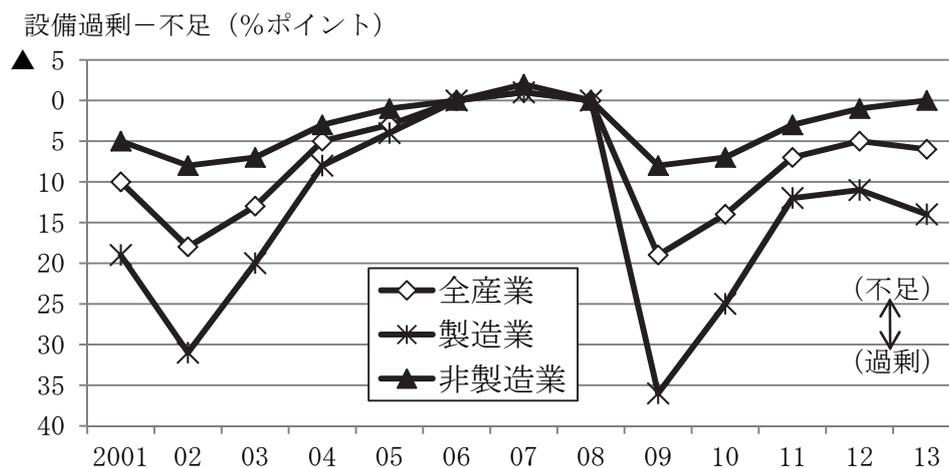
それによれば、データ期間Bについては、符号条件も合致し、相関係数も決して低くない。ただし、データ期間Aについては、特に、デフレが深刻化して

以降、民間設備投資が伸び悩む一方で、名目金利は比較的低位で安定的に推移したため、相関係数の符号は想定されたマイナスにならず、符号条件は合致しない。

当然のことながら、民間設備投資の動きは、企業収益や金利だけでは説明し切れておらず、それ以外の要因、例えば、①長引く設備過剰感、②期待成長率の低迷、③海外設備投資比率の高まり等が大きくマイナスに寄与していることが予想される。

まず、長引く設備過剰感については、2005年度から2007年度あたりに解消されつつあったが<sup>13</sup>、2008年度はリーマンショックの影響で、一気に過剰感が高まり、その後は過剰感が弱まる方向で推移しているものの、いまだに過剰感が残ったままであり、特に製造業における過剰感が高い（図表4）<sup>14</sup>。これらの過剰感が払拭され、投資が活性化するかどうか、今後の鍵を握る。

図表4 設備過剰感の推移



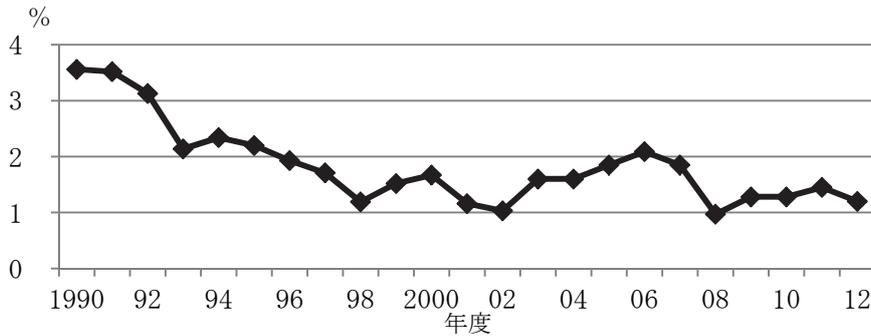
(注) 各年3月調査の値をプロットしている。  
 (出所) 日本銀行『全国企業短期経済観測調査』を基に作成

<sup>13</sup> 山田（2010）では、同時期に関する企業行動を分析し、労働分配率の下げ過ぎによる過剰投資の可能性を指摘した上で、「(過剰に投資された)資金の一部を国内貸金として労働者に還元していれば、内需が外需の急減をある程度カバーし、その後の過剰設備はもっと小さいものにとどめることができたであろう」としている。

<sup>14</sup> 特に、製造業の設備過剰感が強いことについて、山本（2013）は、「リーマンショック後の不況下における調整圧力が製造業に集中的に生じていたことがある。欧米同時に起きたバブル崩壊と1ドル=80円前後の円高は、製造業にとって大幅な輸出・生産減と設備稼働率の低下要因となった。また、欧州と中国の最終需要低迷が引き金となった2012年中の世界経済減速も、日本の輸出・生産減をもたらした。つまり、ここ数年の外部環境は日本の製造業に大幅なコスト削減や生産体制の見直しを迫るものであり、その調整プロセスにおいて製造業の設備投資が大幅に減少していたのである。したがって、製造業の設備過剰感が解消し、投資が活発化するかどうか、設備投資70兆円の目標達成を大きく左右するだろう」としている。

次に、期待成長率の低迷については、傾向的にはほぼ一貫して低下しており、2000年以降、2%を超えたのは2006年度のみであり、リーマンショック以後は1%台前半で低位安定している（図表5）。民間設備投資増加の鍵を握るのは期待成長率であり<sup>15</sup>、今後の民間設備投資の中長期的な動向を左右しよう。

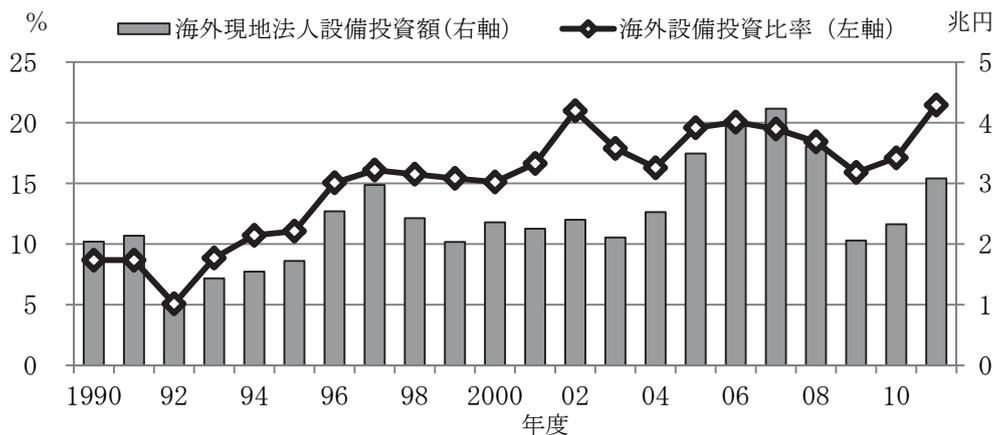
図表5 企業の期待成長率（今後5年間の実質経済成長率の見通し）



（出所）内閣府『平成24年度企業行動に関するアンケート調査』を基に作成

そして、海外設備投資比率の高まりについては、海外経済や為替の動向に左右される面もあるが、経済活動のグローバル化の進展を反映し、上昇傾向にあることが分かる。具体的には、1995年度までの10%前後から1996年度は一気に15%程度となり、その後やや足踏み状態となるが、2002年度は20%超となり、以後は15~20%程度で推移、2011年度には21.5%にまで達している（図表6）。

図表6 海外現地法人設備投資額と海外設備投資比率



（注）海外設備投資比率（%）＝海外現地法人設備投資額／（国内法人設備投資額＋海外現地法人設備投資額）×100

（出所）財務省『法人企業統計』、経済産業省『海外事業活動基本調査』を基に作成

<sup>15</sup> 例えば、『日本経済 2012-2013』（内閣府政策統括官（経済財政分析担当））の19~20頁。

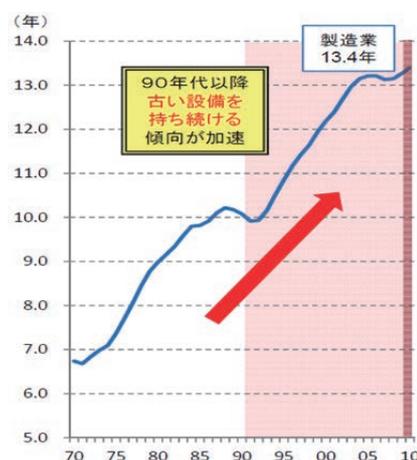
こうした海外設備投資比率の高まりが国内設備投資の伸びには抑制的に寄与しており、「国内投資は既存設備の維持更新にとどまり、工場新設は新興国を中心とする海外が目立つようになってきた」との指摘もある<sup>16</sup>。今後も、新興国を中心とした海外経済の成長率が国内の成長率を大きく上回り、日本企業にとっても戦略上、収益機会が多いことを前提に、能力増強を目的とした海外設備投資の増加が続く可能性もある。そうした可能性を前提としつつも、国内で設備投資を活性化するためには、期待成長率の上昇や立地競争力を損なっている要因（例：法人実効税率、物流コスト、電気料金等）の克服が肝要である。

### 3. 長期にわたる設備投資低迷の結果としての国内設備の老朽化

日本では、1990年代以降、古い設備を使い続ける傾向が加速しており、2010年の製造業の設備年齢（ビンテージ：新設から経過した年数）は13.4年になっている（図表7）。

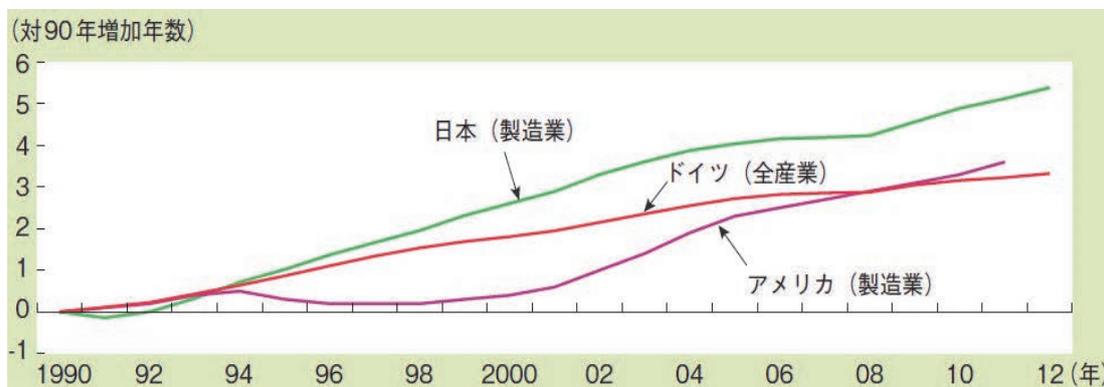
また、1990年時点から、日本、アメリカ、ドイツの設備年齢の上昇幅を比較すると、日本の値はアメリカやドイツに比べて急速に上昇しており、国際比較の観点からも、生産設備の老朽化が進んでいることが分かる（図表8）。

図表7 設備年齢の推移



(出所) 『第1回産業競争力会議・茂木経済産業大臣提出資料』(2013.1.23)

図表8 設備年齢の国際比較



(出所) 内閣府『経済財政白書 (2013年度版)』175頁

<sup>16</sup> 例えば、加賀林 (2013) を参照。

設備投資の抑制による設備年齢の上昇は、「設備年齢の上昇→生産性の伸び悩み（いわゆるTFP（全要素生産性）<sup>17</sup>の低下）→1人当たり給与の低下」といった負のスパイラルに陥る可能性を有しており、長引くデフレの一因となってきたことは否めない。

「日本再興戦略」でも掲げられているとおり、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進」することが、日本経済が再び強さを取り戻すために不可欠な政策と言える。

#### 4. 70兆円目標の実現可能性に関する考察

2015年度までに70兆円という目標を達成するためには、3.8%の投資拡大が毎年度必要になる（平均的な伸びを算出した場合）。しかしながら、1995年度以降で民間設備投資（名目）の対前年度伸び率が3.8%を上回ったのは、1997年度、2005年度及び2006年度の僅か3回に過ぎず、1995年度から2012年度までの平均伸び率は▲0.6%とかなり低迷している。こうした過去の推移を踏まえれば、70兆円の目標を達成することはそう容易ではないと思われる。

ただし、企業は巨額の内部留保を蓄積しており、同部門の資産構成に前向きな変化、つまり、手元資金（現金・預金等）<sup>18</sup>を取崩し、設備投資が活発化するような状態が実現した場合には、70兆円の目標は不可能な水準とまでは言えない。そうした意味でも、成長戦略の着実な実行により、新たな投資機会を創出することが重要となる。また、循環論的な見方<sup>19</sup>からも、長年低迷を続けてきた設備投資がそろそろ増勢に転じる可能性も否定できず、そうした点は好材料と言える。その一方で、設備の過剰感はいまだ払拭されておらず、民間設備投資はしばらく伸び悩むのではないかとの慎重な見方<sup>20</sup>もある。

なお、直近の業種別民間設備投資比率を見ると、非製造業の割合が約7割を占めており、これら非製造業の投資促進を促すことも重要である<sup>21</sup>（図表9）。

<sup>17</sup> TFP（Total Factor Productivity）とは、生産の増加の中で、資本、労働といった生産要素の投入では計測することのできない部分（残差）のことであり、主に技術進歩を指す。

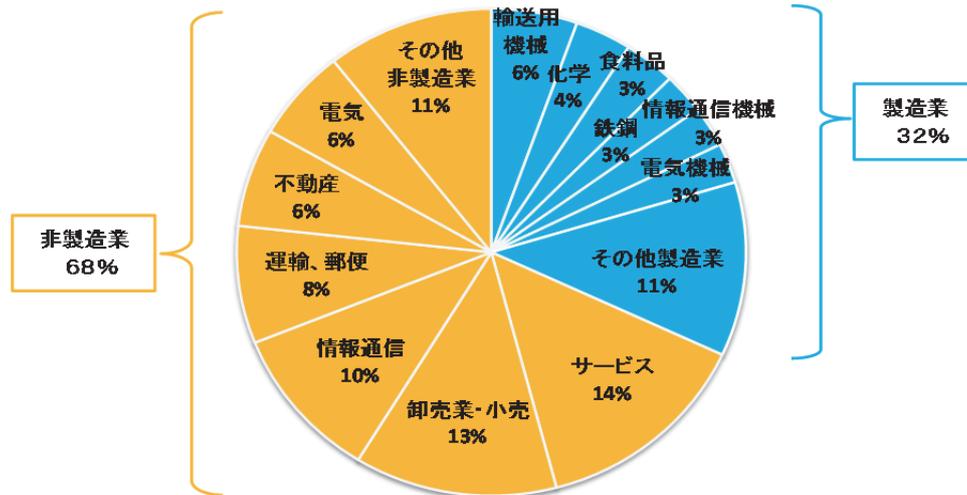
<sup>18</sup> 2012年度末時点で、企業が保有する現金・預金残高は過去最高の約224兆円に上る（日本銀行『資金循環統計』）。

<sup>19</sup> 生産設備の更新投資及び周期的に起こる技術革新、設備投資が生産設備として稼働するまでの期間に依存して起こると考えられる周期7～10年の「ジュグラー・サイクル」は、設備投資循環とも呼ばれ、同循環が訪れれば、民間設備投資の動向にはプラスに寄与する。

<sup>20</sup> 例えば、山本（2013）を参照。

<sup>21</sup> 経済団体連合会『平成26年度税制改正に関する提言』では、投資減税に関し、「対象設備については、製造業・非製造業を含め、日本全体で投資を拡大する観点から、機械・装置のみならず、構築物、器具備品、ソフトウェア、建物等も対象とすべきである」とし、製造業だけで

図表 9 業種別民間設備投資比率（2012 年度）



(注) 小数点以下を四捨五入しているため、各業種の合計は 100%にならない。  
 (出所) 財務省『法人企業統計』を基に作成

さらに、民間設備投資の量的な面だけではなく、質的な面にも目を向けるべきである。この点については、有形資産（建物や機械）よりも、ソフトウェアを始めとした「知識ベース資産」の方が生産性向上への貢献度が大きいことが OECD の報告書<sup>22</sup>でも明示されている。投資活性化を通じて、どのような資産を蓄積し競争力をつけていくかという視点も重要である<sup>23</sup>。

いずれにせよ、民間設備投資が回復し、2015 年度までに 70 兆円という目標を達成するには、景気回復を企業部門が真に実感することで、投資マインドに対する根強い慎重姿勢を転換させ、期待成長率を高めることが大前提となる。

加えて、「日本再興戦略 中短期工程表」でも明記されているとおり（図表 10）、リース手法を活用した先端的新規設備投資の支援措置や太陽光パネルや蓄電池などの普及を促進するためのファイナンスに関する方針に基づく施策を始めとし、秋の臨時会に提出予定である「産業競争力強化法案（仮称）<sup>24</sup>」によって、どの程度の設備投資引上げ効果を発揮するのかが、注目される。

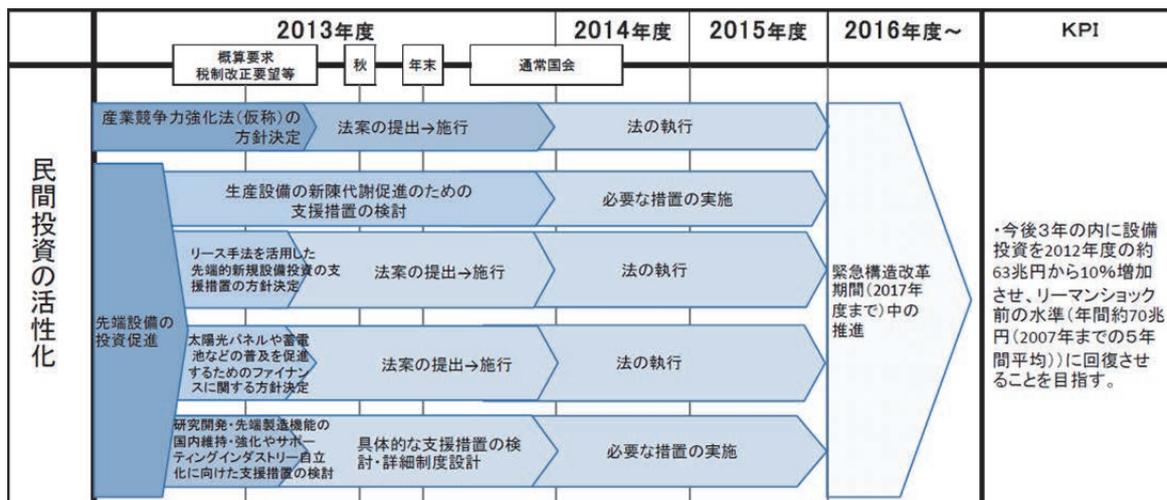
はくなく非製造業も対象にすべきと要請している。

<sup>22</sup> OECD (2013) “New Sources of Growth: Knowledge-Based Capital”

<sup>23</sup> 宮川努「包括的な投資支援策を」『日本経済新聞 経済教室』（2013. 6. 20）を参照。

<sup>24</sup> 「日本再興戦略」においては、「①民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする、②過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る、③過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指し、「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する」としている。

図表 10 民間設備投資目標 70 兆円に関する「中短期工程表」(抜粋)



(注) KPI (Key Performance Indicator) とは具体的な成果目標のこと。

(出所)「日本再興戦略 中短期工程表」より一部抜粋

なお、リースを利用するメリットとしては、設備の導入に当たり一度に多額の資金を必要としない、最新の機種を使用でき、設備の陳腐化を防げる等が指摘されており<sup>25</sup>、リースの利用は大企業よりも中小企業が多い<sup>26</sup>。また、民間設備投資におけるリース設備投資の比率は、2000年度から2005年度までの10%前後から、徐々に低下傾向にあり、2011年度は6.5%まで低下したが、2012年度は若干上がって、7.2%となっている(図表11)。

リース会社がオペレーティング・リース<sup>27</sup>への取組を強化することにより、企業にとっては価格面でのハードルが下がり、設備投資の活性化につながることを期待される<sup>28</sup>が、この点に関して、「産業競争力強化法案(仮称)」にどのような内容が盛り込まれ、どのような効果を上げるのか、注視する必要がある。

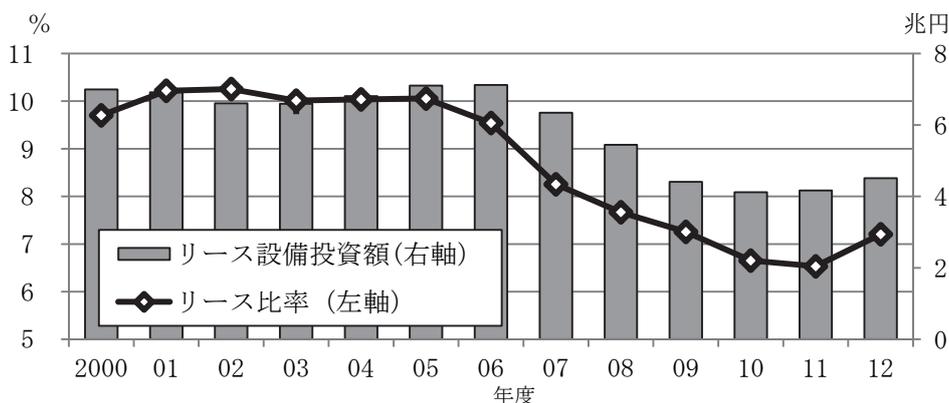
<sup>25</sup> 藪下・武士俣(2006)の121頁を参照。

<sup>26</sup> 加賀林(2010)も「銀行借入が困難または大企業ほど好条件を確保できない中小企業の設備資金調達に占めるリース依存の高さ」を指摘している。なお、大企業のリース比率は約8%、中小企業のリース比率は約24%となっている(設備投資額は「法人企業統計季報」ベース、資本金1億円以上を大企業、2012年度)。

<sup>27</sup> リースは、取引の性質からファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分される。ファイナンス・リースとは、フルペイアウト(リース料の中にリース物件の取得価額と諸費用がほぼ全額含まれているもの)のリースである。リース会社はリース期間中に投下資本を全額回収しなければならず、中途解約は認められない。これに対しオペレーティング・リースはノン・フルペイアウトのリースである。リース料は物件の取得価額全体ではなく、リース期間終了後の物件の残存価値を考慮して算定される。リース期間はファイナンス・リースに比べ概して短く、事前に予告すれば中途解約が可能な場合もある。リース物件は、リース期間終了後に第三者へ売却することが前提となっているため、汎用性があり、中古市場が整備されているものに限られる。

<sup>28</sup> 岩倉・堀(2013)を参照。

図表 11 リース比率の推移



(注1) リース比率 (%) = (リース設備投資額 / 民間設備投資額) × 100  
 (注2) リース比率を算出する際の分母と分子のベース (対象とする業種等) が異なる点には留意を要する。  
 (出所) 内閣府『国民経済計算』、(社) リース事業協会『リース統計』を基に作成

### 5. 近年の投資減税策の概要と留意点

いわゆる成長戦略第2弾では、民間設備投資を増やすことを主眼とする投資減税が大きな柱として据えられており、企業が国内で設備投資した費用を初年度にまとめて経費として計上できる「即時償却<sup>29</sup>」の拡充策のほか、投資減税と規制強化を組み合わせた政策(規制で最新の省エネや耐震設備の導入を促し、その投資費用を減税の対象とする)等が打ち出されている。しかしながら、投資減税策自体は目新しいものではなく、近年でも多くの投資減税策が講じられてきたことにも留意すべきである(図表12)。

図表 12 各年度税制改正における主な投資減税策の概要 (過去5年度分)

税制改正年度	投資減税策の概要
2013年度	<b>○国内設備投資を促進するための税制措置の創設</b> ①国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、②国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した事業年度において、新たに国内において取得等をした機械・装置について30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる制度を創設する(2年間の時限措置)。
	<b>○商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の支援税制の創設</b> 地域経済を支える中小企業の活性化を図る観点から、商業・サービス業、農林水産業を営む中小企業等が経営改善のために行う店舗改修等の設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる制度を創設する(2年間の時限措置)。
	<b>△環境関連投資促進税制(グリーン税制)の拡充</b> 太陽光発電設備及び風力発電設備の即時償却制度を継続(2年延長)するとともに、その対象設備の範囲に省エネ設備であるコージェネレーション(熱と電力を同時に利用するエネルギー供給システム)設備を追加する。さらに、その他の設備の特別償却・税額控除制度について、その対象設備を見直しの上、2年延長する。

<sup>29</sup> 即時償却に関しては、金利が高いときには有効だが、低金利の現在ではほとんどメリットが感じられないと効果を疑問視する声も聞かれる(『日刊工業新聞』(2013.8.8))。

2012 年度	<p><b>△環境関連投資促進税制（グリーン税制）の拡充</b> 太陽光発電設備及び風力発電設備について、2013 年 3 月末までの間に取得等をした場合、即時償却できることとする。</p>
	<p><b>△中小企業投資促進税制の拡充</b> 対象製品に製品の品質管理の向上に資する試験機器等の追加を行った上で、適用期限を 2 年延長する。 中小企業投資促進税制（注 2）は 2002 年度税制改正で創設され、数次の延長を経て、現在に至っている。なお、2014 年度税制改正要望において、経済産業省は、ソフトウェアや関連設備等に係る税制措置の拡充とともに、期限を更に 2 年延長することを要望している。</p>
2011 年度	<p><b>○環境関連投資促進税制（グリーン税制）の創設</b> エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等（例：電気自動車、低炭素型工業炉、プラグインハイブリッド自動車、太陽光発電設備、風力発電設備）を取得した場合、3 年間、30%の特別償却（中小企業については、7%の税額控除と選択制）ができる制度を創設する。</p>
	<p><b>○総合特区制度における国際競争力強化のための法人税軽減制度の創設</b> 国際戦略総合特区内において、地方公共団体の指定を受けた事業者が、2014 年 3 月末までの間に、認定計画に記載された事業を行うために一定規模以上（2,000 万円以上（建物等は 1 億円以上））の設備等を取得してその事業の用に供した場合、50%の特別償却（建物等は 25%）又は 15%の税額控除（建物等は 8%）ができる制度を創設する。</p>
	<p><b>○高度通信設備等の特別償却の創設</b> 公共アプリケーション（遠隔医療や遠隔教育などのシステム）を提供する電気通信事業者が公共施設に必要な設備（回線設備、サーバー）の取得等をした場合には、取得金額の 15%の特別償却ができる制度を創設する。なお、同制度は、超高速ブロードバンド利用率の向上を図ることを目的としたものであり、特に利用率向上を図るべき条件不利地域で適用することとされた。 ※2013 年度税制改正で廃止されている。</p>
2010 年度	<p><b>△中小企業等基盤強化税制の拡充</b> 適用期限を 2 年延長する。 ※中小企業等基盤強化税制（注 3）は 1987 年度税制改正で創設され、数次の延長を経て、2011 年度末の適用期限の到来をもって廃止となった。</p>
2009 年度	<p><b>○エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入</b> エネルギー需給構造改革推進設備（例：太陽光発電設備、天然ガス自動車、高断熱窓設備）等について 2 年間の即時償却を可能とする。 ※2011 年度末の適用期限の到来をもって廃止となった。</p>
	<p><b>○資源生産性向上促進税制の創設</b> ①企業や事業所が、自らの資源生産性を高めるために行う設備投資、 ②優れた省エネ家電等（注）を生産するための製造ラインへの投資 について 2 年間の即時償却を可能とする。 （注）トップランナー基準をさらに一定程度上回る省エネ製品（電気冷蔵庫、テレビジョン受信機等）、太陽熱利用設備、LED（発光ダイオード）照明設備、家庭用燃料電池等 ※2011 年度末の適用期限の到来をもって廃止となった。</p>

（注 1） ○印は創設（新規導入）、△印は拡充

（注 2） 中小企業投資促進税制とは、中小企業者が一定の設備投資や IT 投資を行った場合（機械・装置、ソフトウェア、貨物自動車等）には取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（法人税額の 20%を限度）ができるという制度。

（注 3） 中小企業等基盤強化税制とは、特定中小企業者等が、事業基盤強化設備等の取得等をした場合には取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（法人税額の 20%を限度）ができるという制度。

（出所）財務省資料等を基に作成

直近の 5 年度を見てもこれだけの投資減税策が講じられてきたものの、同期間においては、図表 1 及び図表 2 で見たとおり、民間設備投資が増勢に向かうようなことはなかった。もちろん、個々の投資減税策を見ていくと、比較的政

策効果を上げているもの<sup>30</sup>もあろうが、例えば、2011年度の「高度通信設備等の特別償却」のように、制度が創設されたものの、ニーズがなく、使用実績ゼロの時点で、廃止が決定されているようなものもあり、いわば玉石混濁的な部分もあることは否めない。こうした投資減税の効果に対しては、「投資減税は非常に効果があると思う。グローバル企業は、投資する時に日本でするのか海外でするのかの比較を行い、その際のトータルコストを比較した上で決める<sup>31</sup>」といった前向きな評価がある一方で、一定の設備投資の下支え効果を期待することはできるが、あくまでも投資判断の最後の一押しであり、過大な期待はすべきではないとの意見も少なくない<sup>32</sup>。この点については、より批判的な見方もあり、例えば、森信中央大学教授は、「我が国経済・財政の在り方という観点からも、投資減税には問題がある。第一に、現在我が国は既に幾重にも投資減税を行っている。これに対する効果の十分な検証なくして追加的に減税を行うことは、財政資金の無駄遣いに終わる可能性が高い。減税というアめで無理やり設備投資を増やせば、収益性の低い投資が行われるだけで、ますます我が国の成長力を弱めることになる。第二に、我が国に必要なのは、租税特別措置による特定産業に対する税制優遇ではなく、経済空洞化や租税回避行為を防止し、海外から投資を呼び込む本格的な法人税改革（減税）だ。（中略）第三に、予算制約がない（当初予算と比較し緩い）年度途中での減税議論は、ばらまきになりがちである<sup>33</sup>」旨の指摘をしているが、いずれも真摯に検討すべきポイントであろう。

## 6. 法人実効税率引下げ問題と民間設備投資の関係

成長戦略にとって本質的に必要なのは、投資減税ではなく、法人実効税率の

---

<sup>30</sup> 例えば、中小企業投資促進税制は、平成23年度において36,723件（うち特別償却21,099件、税額控除15,624件）利用されている（『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（2013.3）（財務省））。

<sup>31</sup> 産業競争力会議議員でもあり、東レ株式会社代表取締役会長である榊原氏の発言（第9回産業競争力会議議事要旨）。

<sup>32</sup> 風間（2013）は、「投資減税については、IT（情報技術）化や省エネを短期間で進めたい時などには威力を発揮するが、長期的な設備投資活性化の効果がどれだけあるかは疑問だ。投資減税は企業が設備投資を実行するタイミングを変えることはできても、基本的に長期的な投資の総額を増やす要因にならないことを認識しておく必要がある」と指摘している。また、田近一橋大学特任教授は、「投資減税はデフレ脱却に有効ではない。行うとしても限定的なものとするべきである。成長戦略のために必要なのは、法人実効税率の引下げである」としている（田近栄治「法人実効税率引き下げを」『日本経済新聞 経済教室』（2013.7.9））。

<sup>33</sup> 森信茂樹「拙速な投資減税はバラマキの懸念 本格的な法人税改革に必要な視点とは」『DIAMOND online』（2013.6.20）

引下げであるとの意見もあり<sup>34</sup>、同引下げは、中期的に重要な課題と位置付けられている<sup>35</sup>。なお、法人実効税率の引下げについては、麻生副総理兼財務大臣は「法人税については、現実問題として、税金を払っている法人は約30%しかなく、今の段階で法人実効税率を引き下げることが、直ちに効果があるということは少ないと思う」旨の見解を示している<sup>36</sup>のに対し、茂木経済産業大臣は「我が国の法人実効税率、これは国際水準に比べて高く、国際的な立地競争力の観点からも法人実効税率の引下げは極めて重要な課題だと考える」旨の見解を示しており<sup>37</sup>、第二次安倍内閣の閣内でも両論がある。

このように法人実効税率の引下げ問題は、財政再建を重視する立場と経済成長を重視する立場で見解が異なる場合が多く、容易ではない。しかしながら、EU諸国では、法人実効税率の引下げにもかかわらず、法人税収は減っていないことを「法人税の税率・税収のパラドックス」と称することがあり、その背景として、税率引下げとセットで課税ベースの拡大が実施されてきたことや税率引下げによる新規起業の増加が指摘されている<sup>38</sup>。こうしたEU諸国の経験は、日本における法人実効税率引下げも、課税ベースの拡大や成長戦略とセットで行われれば、「財政再建と経済成長の2つが達成できる」という極めて重要な事実を物語っているとの意見もある<sup>39</sup>。

経済界からは、法人実効税率の引下げを求める声は根強く、例えば、「2020年度までに法人実効税率を国際標準レベルである25%に引き下げるとは、まさに「成長戦略を強固にする税制」と呼ぶに相応しいと言えよう。現在の高い法人実効税率を嫌気して、海外へ生産拠点等を移転している企業については、新興国の人件費上昇や過度の円高修正と相まって、法人実効税率の引下げを契機に、国内回帰の動きを加速させることは十分にあり得る。そして、これらの

---

<sup>34</sup> 例えば、田近栄治「法人実効税率引き下げを」『日本経済新聞 経済教室』（2013.7.9）や森信茂樹「安倍政権の命運を担う2つの政策 消費税率引き上げと法人税減税」『DIAMOND online』（2013.7.31）を参照。

<sup>35</sup> 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」では、「法人課税については、2015年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること」とされている。さらに、2013年10月1日に公表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（自由民主党、公明党）では、「法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始することとする」と明記された。

<sup>36</sup> 財務省HP「麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣繰上げ閣議後記者会見の概要」（2013.8.15）

<sup>37</sup> 経済産業省HP「茂木経済産業大臣の閣議後の記者会見の概要」（2013.8.15）

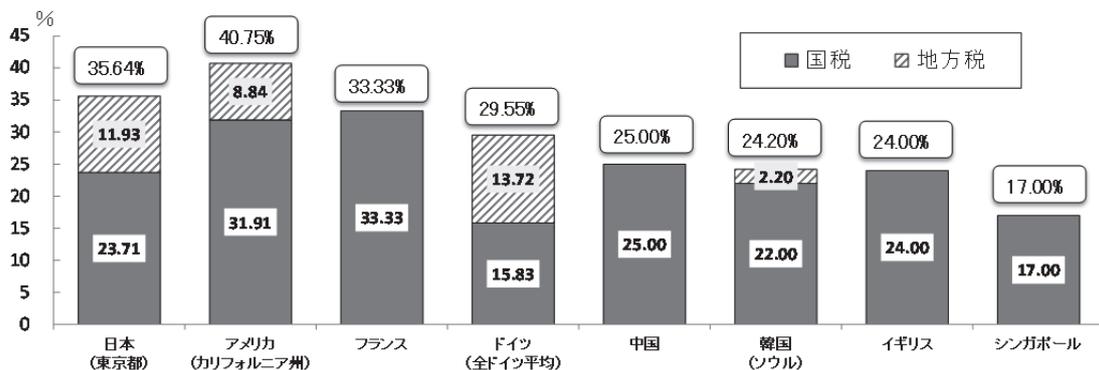
<sup>38</sup> 森信（2010）の222～223頁を参照。

<sup>39</sup> 森信茂樹「拙速な投資減税はバラマキの懸念 本格的な法人税改革に必要な視点とは」『DIAMOND online』（2013.6.20）



高水準である（先進国で日本より高いのはアメリカのみ）、②地方税部分の負担が大きい（国税のみという国が多い中、日本、ドイツ及びアメリカは地方税部分の負担も大きい）という2点が挙げられる（図表14）。なお、日本の法人実効税率は35.64%となっているが、2013年度末までは東日本大震災の復興財源として、復興特別法人税が課されており、同部分を加算すると、現在の法人実効税率は38.01%と更に高くなる<sup>44</sup>。

図表14 法人実効税率の国際比較（2013年1月現在）



(注1) 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである（例えば、アメリカ（カリフォルニア州）の場合、調整前の連邦法人税は35%、州法人税は8.84%となっている）。

(注2) 日本の地方税には、地方法人特別税を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、2012年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課されることとなっていた（ただし、同税の1年前倒しでの廃止について検討することが決定（→2013年12月中に結論））。

(注3) イギリスにおける2013年4月からの法人税率は23%である。また、その後も段階的な引下げを実施し、2015年4月には20%に引き下げることが検討されている。

(出所) 財務省資料

また、現在は日本よりも高水準のアメリカであるが、2013年7月30日にオバマ大統領が、連邦法人税の税率を現行の35%から28%に引き下げ、雇用創出効果が大きい製造業は25%にすることを柱とする税制改革案を発表している<sup>45</sup>。同案が実現するかどうかについては、アメリカの議会情勢等も影響し、不透明

<sup>44</sup> 2014年度までは復興特別法人税が課されることとなっていたが、2013年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」において、「足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確保すること等を踏まえたうえで、12月中に結論を得る」とされた。

<sup>45</sup> 『日本経済新聞』夕刊（2013.7.31）

であるが、仮に実現した場合には、国際的に見た日本の立地コストの高さがより突出した形になるとの懸念も否めない。

財政状況が厳しさを増す中、現在の我が国は単純に法人実効税率の引下げができる環境にはないことは言うまでもない。法人実効税率1%の引下げによる減収幅は約4千億円に上るため、引下げに際してはそれに見合う代替財源が必要となる。しかしながら、民間設備投資の増加、さらには立地競争力の強化といった観点からも、法人実効税率の引下げはいずれかの時期に不可避となろう。

法人実効税率引下げの検討に際しては、課税ベースの拡大を視野に入れつつ、国税部分（法人税）・地方税部分（道府県民税、市町村民税、事業税、地方法人特別税）の何をどの程度引き下げ、それら引下げ分を他の税目でどのように賄うのか等、国や地方自治体の財政への影響を踏まえつつ、税制全体を見据えた抜本的な見直しが必要となろう。

#### 【参考文献】

- 伊藤修「内向き・横並びから差異化・多様化すべき」『週刊エコノミスト』毎日新聞社、2012年12月
- 岩倉俊介・堀加奈子「成長戦略が各産業に与える影響～リース産業～」『みずほ産業調査』みずほ銀行、2013年8月
- 加賀林陽介「企業の海外進出と産業空洞化」『週刊エコノミスト』毎日新聞社、2013年2月
- 加賀林陽介「リースと設備投資」『リース研究』リース事業協会、2010年3月
- 風間春香「設備投資の行方」『みずほリサーチ』みずほ総合研究所、2013年8月
- 経済同友会『法人実効税率 25%への引き下げの道～成長戦略を強固にする税制～』、2013年7月
- 土居丈朗「経済活力を取り戻すための法人税負担軽減と消費税」『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社、2010年6月
- 内閣府『経済財政白書（2013年度版）』2013年7月
- 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）『日本経済 2012-2013』、2012年12月
- 日本経済研究センター『経済予測入門』日本経済新聞社、2000年4月
- 百嶋徹「アベノミクスの設備投資促進策」『基礎研レポート』ニッセイ基礎研究所、2013年7月
- 森信茂樹『日本の税制 何が問題か』岩波書店、2010年9月
- 藪下史郎、武士俣友生『中小企業金融入門』東洋経済新報社、2006年4月
- 山田久『デフレ反転の成長戦略』東洋経済新報社、2010年7月
- 山本康雄「製造業の設備過剰感は大 政府目標 70兆円の難しさ」『週刊エコノミスト』毎日新聞社、2013年6月

(内線 75265、75268)